

総 企 第 284 号
平成 26 年 9 月 30 日

各局区長

市 長

平成 27 年度に向けた市政取組方針について（通達）

I はじめに

福岡市では、昨年、多くの市民参加のもとで策定した「福岡市総合計画」に基づき、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」の実現に向けて取組みを進めている。

福岡市は、祭りや伝統文化に育まれた「人」の絆・コミュニティが形成され、先人が築いてきた豊かな自然に囲まれたコンパクトなまちという「環境」に恵まれた都市である。加えて、これまで取り組んできたまちづくりの成果により、国内外から住みやすいまちとして評価され、人口の増加が続き、企業の立地が進むとともに、国家戦略特区（グローバル創業・雇用創出特区）という推進エンジンを得るなど、「都市活力」も高まっている。

今まさに、福岡市がめざす「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」の輪郭が形づくられてきたところである。

平成 27 年度に向けては、「福岡市総合計画」に沿った施策・事業を着実に推進し、動き始めた「生活の質の向上と都市の成長の好循環」をより確かなものとし、「アジアのリーダー都市」に磨きをかけ、さらに輝かせる、次のステージの都市づくりに積極的に取り組んでいく。

また、限られた経営資源を有効に活用し、効果的・効率的な事業展開を図るためには、より必要性が高い施策・事業に重点化を図りながら、時代に合わなくなったものや優先度が低い事業の見直しを進めることが必要である。このため、施策・事業のさらなる選択と集中を行うとともに、行政運営の仕組み・手法等を見直しを積極的に進めるなど、全市一丸となって行財政改革に取り組んでいく。

各局区長は、本通達の趣旨を十分に踏まえ、より一層のリーダーシップの下に、創意、工夫、責任をもって、組織編成・予算編成にあたることとされたい。

Ⅱ 平成27年度に向けた市政取組の考え方

1 政策推進について

平成27年度は、政策推進プラン（平成25～28年度）の3年目であり、残り1年で仕上げの時期を迎えることとなる。各局・区においては、政策推進プランに掲げる4つの「重点分野」に注力するとともに、3つの「事業構築の視点」に基づき、施策・事業を構築、推進し、成果を上げていく。

特に、国家戦略特区を推進エンジンとして、新たな製品・サービスと雇用を生み出し、福岡の活力をさらに高めるスタートアップ都市づくりにスピード感をもって取り組むものとする。

また、施策評価の結果をはじめ、市民ニーズ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要性の高い施策・事業については充実・強化を図り、積極的かつ着実に推進していく。

平成27年度に取組みを強化すべき施策については、政策推進プランの123事業分野の中から選定し、総務企画局長から別途通知させる。

＜政策推進プラン＞ 平成25年6月策定（計画期間：H25～H28）

【事業構築の視点】

視点1：挑む

～変化等に柔軟に対応し、新たな発想と手法で挑戦し、スピード感をもって実践する

- ・ 市民ニーズや社会経済情勢の変化等に柔軟に対応し、従来の仕組みや手法を大胆に見直すなど、新たな発想と手法をもって挑戦する。
- ・ 施策の検討・構築から意思決定までのプロセスを迅速化し、まず実験的・モデル的取組みを進めるなど、創意工夫をこらし、スピード感をもって実践する。

視点2：繋げる

～市民・地域・NPO・企業など、多様な主体の力を引き出し、連携・共働を進める

- ・ 民間の知恵やノウハウの導入を進めるなど、民間の力を積極的に活かす。
- ・ 女性や高齢者、外国人などを含めた多様な人材、地域、NPO、企業、大学など、多様な主体の取組みを支援・促進し、連携・共働を進める。
- ・ 広域的視点から、効果的・効率的に共通課題に対応し、住民サービスの維持向上や国際競争力の強化を図るため、福岡都市圏や九州との連携・協力を進める。

視点3：活かす

～社会資本や自然・歴史・文化など、福岡の資源や魅力を磨き、最大限に活用する

- ・ これまでに蓄積されてきた社会資本や都市機能、歴史と伝統文化、祭りや食、豊かな自然など、福岡の資源や魅力を掘り起こし、磨きをかけ、最大限に活用する。
- ・ 「既にあるものを活かす」観点から、アセットマネジメント（計画的な補修管理による施設の長寿命化）を推進するとともに、多用途化や転用に努めるなど、施設の有効活用を図る。

【重点分野（重点化の考え方）】

①見守り，支え合う，強い絆の地域づくり

- ・ 児童虐待や孤独死，災害時の要援護者への対応など地域の問題が深刻さを増す一方，福岡市は，単独世帯や共同住宅の多さなど地域の繋がりが希薄化しやすい都市特性を有している。地域コミュニティ活動などの市民の主体的な活動を支援促進するとともに，これを支える場や仕組み，福祉サービスの再構築を図るなど，誰もが住みなれた地域で安心して健やかに暮らしていける，見守り，支え合う，強い絆の地域づくりを強力に進める。
- ・ また，就業や起業，地域活動への貢献など，生涯にわたって健康で元気に活動できる「アクティブエイジング」による生涯現役社会の実現をめざし，疾病や介護予防など心身の健康づくりに取り組む。

②次代を担う子ども，グローバル人材の育成

- ・ 待機児童の早期解消をめざし保育所整備をさらに進めるなど，安心して子どもを生み育てられる，女性が働きやすく活躍できる環境づくりを進める。
- ・ また，さまざまな体験・活動の場や機会を創るなど，社会性や公共心を持ち，心豊かでたくましい，国際性豊かな子どもの育成を図るとともに，大学や専門学校等の集積を活かしながらコミュニケーション能力や創造性を高めるなど，世界で活躍できる多様な人材の育成を図る。

③福岡の成長を牽引する観光・MICE，都心部機能強化の推進

- ・ 外航クルーズ船の寄港やコンベンション需要の増加なども活かしながら，歴史・文化・食など福岡市の資源や魅力を掘り起こし，磨きをかけるとともに，ブランド化による積極的なプロモーションを行うなど，戦略的な観光・集客，さらなるMICE誘致を積極的に推進する。
- ・ また，民間活力を引き出しながら，都市の活力を牽引する都心部の機能・魅力の向上を図るとともに，多くの来街者を都心部全体に波及させるアクセシビリティや回遊性を高めるなど，国際競争力のある都心づくりを進める。

④人と企業を呼び込むスタートアップ都市づくり

- ・ 地場産業の経営革新を支援するとともに，ゲームをはじめとするデジタルコンテンツやファッション，映画，音楽などのクリエイティブ産業の集積，大学や研究機関から生み出される研究成果の活用などにより，新たな産業の振興と雇用の創出を図る。
- ・ また，これまで培ってきたアジアとの関係や環境技術・福祉のノウハウ等も活かしながら，福岡を拠点にアジア展開をめざす国内企業や，国内展開をめざすアジア企業の実験的・モデル的事業の開始を支援促進するなど，挑戦する人や企業を呼び込み，集積を図る「スタートアップ都市」づくりを進める。

2 行財政改革について

近年の行財政改革の取組みにより、市債残高は着実に減少しているとともに、職員数についても積極的な民間活用などにより、人口1万人あたりの職員定数は政令指定都市において最少を維持しているところである。

しかしながら、高齢化の進行などに伴う社会保障関係費の増加や、公共施設等の老朽化による経費の増加などの財政需要の増大が見込まれており、本市の財政状況は、依然として楽観できる状況にはない。

平成27年度は「行財政改革プラン」の3年目として、目標達成に向けて、限られた経営資源を有効に活用し、効率的かつ効果的な組織編成や予算編成に取り組む必要があることから、局区長のより一層のリーダーシップの下に、優先順位の最適化を図りながら、ニーズや効果が低い事業や業務を積極的に見直すとともに、職員の力を組織の力として最大限発揮できるように組織マネジメントを行い、局区の自律経営をさらに推し進めるものとする。

<行財政改革プラン> 平成25年6月策定（計画期間：H25～H28）

【取組みの基本的な方針】

（1）市民の納得と共感

- ・ 市政に関する情報を、課題も含め、多様な手法で分かりやすく、かつ効果的に発信するとともに、市民の声を真摯に受け止め、双方向のコミュニケーションによる対話を重ねる。
- ・ そのうえで、市民の視点に立ち、ICTを活用しながら、手続きの利便性を改善・向上するとともに、社会構造の変化に対応した地域との共働、NPOなどとの共働によるまちづくりを推進する。

（2）健全な財政運営

- ・ 限られた財源の中で事業の「優先順位の最適化」を行い、市民生活に必要な行政サービスを確保しつつ、重要施策の推進や新たな課題に対応するために必要な財源を確保する。
- ・ 将来世代への過度な負担を残さないよう、市債残高を縮減する。

（3）チャレンジする組織改革

- ・ トップマネジメントのもと、局区の自律経営が発揮されるよう、ガバナンス改革を行うとともに、職員間のコミュニケーションを活発にし、職員の力を組織の力として最大限に発揮する。
- ・ 職員一人ひとりの仕事に対する意欲を向上させ、職員の力を高め、引き出すとともに、法令遵守や公務員倫理の確立・徹底を図り、不祥事が発生しない組織づくりを行う。

Ⅲ 平成27年度組織編成方針

1 基本的な考え方

増加しつづける人口、少子高齢化の進展などによる人口構造の変化、地方分権の推進による国や県からの権限や事務の移譲、福祉分野における制度改正、政策推進のために取組みを強化すべき施策の推進など、行政ニーズは増加の一途をたどり、組織の新設や増員により対応する必要性が生じている。

一方で、財政収支の見通しが楽観できる状況にない中、引き続き行財政改革を推進していくためには、総人件費についても増加を抑制する必要がある。

この相反する課題に対応するため、民間活用を推進するとともに、既存組織の最適化を図るなど、見直しを通じて組織の新設や増員に必要な職員数を確保し、これらの行政課題に対応できる組織体制の構築に取り組む。

2 平成27年度組織編成における重点取組事項

(1) 民間活用の推進

各々の事業は行政が担うべきものであるのか十分検討を行い、その全てを行政が担うべきものであるのか、民間への移譲、事業の廃止など、適切に対応すること。

また、公の施設の管理についても、指定管理者制度の活用を基本とし、直営により管理・運営している施設は、積極的に見直しを検討すること。

(2) 業務の質と量に応じた職員配置

組織の構築に当たっては、業務の質に応じ、「役付職員」、「一般職員」、「嘱託員」のいずれが当該業務を担うに適切か、また、人員数や報酬額の妥当性も含めて検討し、組織の最適化を図ること。

(3) 組織の大括り化の推進

行政に求められる業務の高度化・複雑化が進み、特に新規業務への対応を役職者の増加で行ってきたため、福岡市の組織の役職者が占める割合が増加している。

その結果、組織の縦割りや人材育成上の課題が顕在化してきており、組織の大括り化を推進していく。

組織の大括り化を行うことにより、部署の規模や所掌事務が拡大し、人材育成の強化や指揮命令の迅速化などの効果が期待されるとともに、一般職員や嘱託員の増員が可能となるため、積極的に組織の大括り化を行うこと。

3 平成27年度組織編成における各局・区の総定員数等

局区長のリーダーシップのもと、前記の重点取組事項を十分踏まえて組織編成を行うこと。

各局・区の組織編成案が適切であると認められる場合は、局区の自律経営を推進するという趣旨から、原則として、各局・区の前案どおりとする。

なお、平成27年度組織編成における各局区への資源配分の考え方や具体的な組織編成上の留意事項等については、総務企画局長から別途通知させる。

IV 平成27年度予算編成方針

1 基本的な考え方

平成27年度は、「福岡市総合計画」に沿った施策・事業を着実に推進し、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」に向けた次のステージの都市づくりに取り組んでいく必要がある。

平成27年度の財政収支の見通しについては、国県税交付金の増加が見込まれるものの、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の減少が見込まれることから、一般財源総額は、平成26年度とほぼ同程度を見込んでいる。一方、義務的経費に要する一般財源については引き続き大幅な増加が見込まれるところである。

このように、財政収支の見通しが依然として楽観できる状況にない中であっても、市債残高の縮減など財政規律を保ちつつ、重点事業をはじめ特に取組みを強化すべき真に必要な施策・事業を積極的に推進することにより、財政規律と投資のバランスを図りながら、福岡という都市の価値を戦略的に高める予算を編成するものとする。

2 平成27年度当初予算編成における各局・区の取組事項等

(1) 重要施策の着実な推進

「住みやすいまち」と評価される福岡市の魅力や活力を維持し、将来にわたって発展させていくためには、住みやすさに更に磨きをかけて市民生活の質を高め、質の高い生活が人と投資を呼び込むことにより、都市の成長と税収の増加を図り、更に生活の質が高まるという好循環をより確かなものとしていく必要がある。

このため、各局・区は自律的に事務事業の徹底した見直しや一層の重点化に努めつつ、政策推進プランに掲げる重点事業や政策推進プランに基づく施策のうち平成27年度に取組みを強化すべき事業分野の施策について積極的な推進を図るものとする。

(2) 各局・区の自律経営の推進

財政収支の見通しが依然として楽観できる状況にない中であっても、市民ニーズを的確に把握し、新たな課題に効果的・効率的に対応しながら、重点事業をはじめ特に取組みを強化すべき真に必要な施策・事業を積極的に推進する必要がある。

このため、市長・副市長のトップマネジメントのもと、各局・区はその権限と責任において、自律的にビルド・アンド・スクラップに取り組む、優先順位の最適化を図るとともに、自らの意思判断に基づいて自律的・能動的な経営資源の活用を努めるものとする。

(3) 施策・事業見直しの徹底

「ビルド・アンド・スクラップ」の精神のもと、重点事業など「福岡市総合計画」を推進するために必要な施策・事業に要する財源を確保するため、費用対効果や優先順位を厳しく吟味し、施策・事業の見直しを徹底するとともに、存続する意義の乏しい事業や今の時代に合わなくなった事業を廃止するなど、大胆かつ抜本的な見直しを行うものとする。

また、施設運営経費や各種サービス経費の効率化をはじめとした事業手法・内容や執行方法の見直しなどにより、徹底した行政コストの縮減や行政運営の効率化に向けた不断の見直しを図るものとする。

(4) 歳入の積極的な確保

各局・区は、国・県からの補助金等の確保や徴収すべき歳入の収入率の向上に積極的に取り組むとともに、自律経営の視点に立ち、自らが保有する市有財産の活用や寄付の積極的受入れなど様々な工夫を凝らして多様な財源の確保を図るものとする。

(5) アセットマネジメントの推進

今後、既存施設の老朽化が進み、更新の対象となる施設が急速に増加していくことから、計画的かつ効率的な改修・修繕等による施設の長寿命化や施設の有効活用、更新需要の平準化などに取り組み、将来にわたって安全性や利用者満足度を確保しつつ、長期的な観点から施設に要する費用の縮減を図るものとする。

(6) その他

平成27年度当初予算編成における、予算見積りの基準及び各局・区へ配分する財源並びにその他予算編成上の留意事項等については、財政局長から別途通知させる。